

## 第1回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日 時	平成25年6月17日(月) 16:00~18:00
場 所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室B・C
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり審議会委員)  植田委員、川口委員、西村委員、濱田委員、原田委員、舟橋委員、前田委員、丸谷委員</p> <p>(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員(説明員として出席))  政策調整室 川東室長、固定資産税課 杉本課長、市民協働室 石井次長、  経済部 米谷次長、モノづくり支援室 鶴山室長、公害対策課 田川課長、  都市づくり課 藤埜課長、建築指導室 立神室長、開発指導課 須田課長</p> <p>(事務局)  経済部 大林部長 モノづくり支援室 異次長、本田主査、浦塘主査  製造業事業所等立地調査にかかる委託業者担当者</p>
案 件	1. 委嘱状交付 2. 審議会委員紹介 3. 本審議会について 4. 会長、副会長の選出 5. 本年度のスケジュールについて 6. 製造業事業所等立地調査について 7. その他
議事要旨	<p>進行役：モノづくり支援室長  開会</p> <p>1. 委嘱状交付  (市長挨拶)  中小企業の密集地、密集しているその存在がこれまで日本のものづくりを今日まで支えてきたと自負している。かなり以前からですが、工場が移転、廃業された後に住居系の建物が立ち並び、まさに住工混在の状況になってきた。いわば新しい人たちが工場街に入ってきて様々な環境問題も含めて、工の方がいづらくなってきた。そういう状況を改善していかないと、東大阪市のモノづくり、工場の集積がもたらす様々なメリットがなくなってしまう。私は市長に就任して6年目になるが、何とかこの問題を東大阪市の将来のために解消・改善していかないといけないと思っている。そういう意味で約1年間かけて、住工共生のまちづくり条例を準備して4月1日から施行しているところである。そしてこの条例の運用については、様々な意見をいただきながら、住工混在から住工共生への流れを確実なものにしたい。ご就任いただきました委員におかれでは、大変お忙しいとは思うが、東大阪市、日本のものづくりのために格段のご支援をお願いする。</p> <p>少し余談になるが、政府も中小企業対策を熱心にやってもらっている。ただ、個々の中小企業を見ている、あるいは業種ごとに見てもうるが、東大阪市のように中小企業の町工場の集積がいかにモノづくりに貢献してい</p>

るかは見てもらえない。歴代の経済産業省大臣も就任されると、速やかに東大阪の中小企業を見に来られる。あくまで中小企業を見に来られるわけであって、町工場の集積が現状はどんなものか、その集積がもたらす効果については見てもらえない。茂木経済産業省大臣にもそのことを伝えたが、どこまで通じているかわからない。最後に皆様には、ご支援・ご協力をお願い申し上げまして、ご就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。

## 2 . 審議会委員紹介

(ワーキング部会員、事務局員についても紹介)

## 3 . 本審議会について

(事務局) 資料 1 - 1 及び 1 - 2 の説明。

## 4 . 会長、副会長の選出

植田委員を会長に、舟橋委員を副会長に選出。

植田会長が議長となり、以下進行を行う。

## 5 . 本年度のスケジュールについて

(事務局) 資料 3 - 1 及び 3 - 2 の説明。

(会長) 要点はモノづくりのまちである東大阪で、住工共生を図っていくための条例であり、その条例の具体化を図っていくためにものづくり推進地域を指定していく。その地域では住宅の建築に際して、規制がかけられていく。どういった地域をものづくり推進地域にしていくかどうかをこの場で議論していくことになっていく。そのための詳細な調査を今年やる。その調査については、この後、議論していく。そういう流れになっていることをわかってもらえばと思う。ただ、色々なことが出てきたので、質問や疑問があれば。

(委員) 今回のこの審議会は何をもってすれば結果が出たことになるのか。どの状態になればOKなのか。どこまですればどうなのか。

(事務局) モノづくり推進地域について、4月1日に工業地域全域にかけさせていただいている。これを準工業地域の一部まで広げていこうと。準工業地域は住宅ばかり建っているところもあれば、まだまだ工場が集積しているところもある。そこをしっかり調査した上で、どこをモノづくり推進地域に指定していくかを決めていただきたい。それについては、集積というのは何をもって集積とするのか、議論いただきたい。例えば面積とするのか、工場とするのか。

もう一つは、工業地域でも周りに住宅しか建っていないところもある、そういうところをモノづくり推進地域から外すべきではないかということを議論していただきたい。

(委員) 最終的に審議会を開いてこういう結果が出たということになるのか。

(事務局) 東大阪市のモノづくり推進地域はここですという結果が出る。

(会長) この審議会として想定しているのは、モノづくり推進地域の場所の指定も大きな課題の一つだが、条例19条に書かれてありますように、住工共生のまちづくりの推進に関する取組みに関することを議論するという

	<p>ことですので、例えば市としてもうちょっとこの取組みはこういう目標を市として持つべきではという議論も審議会でできる。例えば、工場数を減らさないということを目標とすべきではないかなど。</p> <p>(委員)モノづくり推進地域を指定するまでのスケジュールが見えてこない。それともう一つ、モノづくり推進地域の境界線は道路になるのか、ということは全然議論されていない。指定するときには、地域の考え方は用途地域の考え方を準用していくのか。それだけでなく、別の視点も入れといて、ダブルスタンダードでいくのか。そういうところが見えてこない。</p> <p>(事務局)特別用途地区については、今年度候補地を決める。モノづくり推進地域については、事務局からいくつかの案を示して議論してもらいたい。</p> <p>(委員)規制がかかってきて、私有財産の制限に関わってくるので、考え方を統一しないといけない。境界というのは大事な話なので、考え方をしっかりしないと混乱が大きくなる。それを非常に心配している。</p> <p>(事務局)その境界についても、案として提示させてもらいたい。大事な重要な点についても審議会で議論いただきたいと考えている。</p> <p>(会長)スケジュールでは2回目に指定という形になっていますので、その時までには言われた点については別で説明していただきたい。ただ、現実的には工業地域はすでに指定されているんですよね。</p> <p>(事務局)はい。</p> <p>(会長)そのことと兼ね合いもあるのでは。</p> <p>(委員)工業地域を指定されているということは、そのモノづくり推進地域の指定は都市計画の用途地域の指定のあり方に則って指定している。私が言っているのは、他のところもそれに準拠してやるのか、違うやり方でやるのかということ。</p> <p>(会長)その点は事務局の方で何らかの案を出してもらいたい。</p> <p>(委員)調査している現地に委員が行くことは可能か。</p> <p>(事務局)行けないことはない。</p> <p>(委員)現場を全く見ずに、土地の状況であったり、臭いであったり、現場の環境を見ないで、書面上だけで議決を行うということになるのか。</p> <p>(事務局)すべての工業地域と準工業地域の詳細について、現場すべて見ながらするべきものなのか。モデルケースみたいなを見繕ってそこで一定の基準作り、集積密度を見て決めるのか、道路なら何メーター幅をもって区画しましょうとか、その点は一定議論いただいて、最終的にその基準にあわすこうなるというのをご提示させていただく形になると想定している。高井田地区ならこうですよ、柏田地区ならこうですよというのではなく、東大阪市の準工業地域のうちモノづくり推進地域とするならば、集積度合いはこれくらいにしましょうとか。たとえば割合であるとか、区画する道路の幅とかをご議論いただきたい。すべての工業地域と準工業地域の詳細を見ながら決めていくというのは難しい。</p> <p>(委員)現場を見てきたことをここで述べることはできるか。</p> <p>(事務局)可能である。</p> <p>(会長)ここで決めるのは統一的な基準に基づいて決めないといけないので、あくまでデータに基づいて決めないといけないが、データの持っている意味を確認するために、現地確認することはいいと思う。</p> <p>(事務局)現在、この審議会の現地の視察会は予定していないが、個別にお問</p>
--	--

い合わせていただいたら、ご紹介という形は可能。

#### 6. 製造業事業所等立地調査について

(事務局・委託業者) 資料3-1及び3-2の説明。

(会長) それでは、調査の概要についてご意見いただきたいが、第二次調査は第二回の審議会の後になるので、次回も議論できる時間があるので、とりあえず第一次調査をメインに議論していきたい。第一次調査については、モノづくり推進地域の指定や解除を議論するための資料になるので非常に重要なものになる。その指定とか解除を議論していくうえで、必要な資料を調査を経て作っていくわけですので、そういうたった資料としてどういったことが必要なのか。例えば建物の色分けの種別の問題であるとか、アンケート調査の項目とかについてご意見、ご質問いただきたい。

(委員) 工場の操業年数は調査に入ってくるのか。色分けのところで。

(委託業者) いつから事業を開始したという色分けは可能。

(副会長) 騒音や振動を測定してデータを整理される予定はあるのか。

(事務局) 騒音、振動は操業状態に大きく左右され、一年間その状態であるとは限らないので中々難しい。

(副会長) ある一定期間内に周辺から苦情があるということはプロットできるか。

(委託業者) 苦情あるなしのプロットはできるが、一件、一件の細かい内容は難しい。

(副会長) 併用が多いが、工場の上や横に住んでいるケースがあるので、その点をどこまで拾えるか。

(会長) 確かに住宅が上に建っているのはかなりある。そういうのは工場としてカウントした方がよいと思う。併用であったら工場として識別する形で考える方向で。あと、地域を歩いている際の感覚ということが必要ということであれば、調査員の日報の所に感覚についても書いてもらってまとめてもらうことができないか。

(委員) アンケートの調査票について、企業間のつながりがどれだけ強いかわかるような仕組みにできないか。

(副会長) 条例10条には、土地利用の比率が高いとあるが、先ほどの説明では土地利用だけではないような説明だった。件数とか。そこら辺はまだ決まっていないのか。

(事務局) はい。

(会長) 6ページには施設集積とある。

(事務局) 一般的には土地の面積かもしれないが、いくつかたたき台を作って議論していただきたい。

(会長) それは第二回までに提示できるか。

(事務局) それまでには提示する。

(会長) ご提示する際には何らかの基準が必要であって、その基準に関しては資料提出前の段階で正副と事務局で相談して決める。最終的にその基準がおかしいということであれば変える。

(委員) アンケート案とあるが、モノづくり推進地域を指定した場合のメリットをもっと明確にした方がよいのではないか。そうしないと、アンケートのデータも何も出てこないのでないか。

(委員)アンケート案の項目4は企業の立場で考えている。5は実は東大阪市にとってこういうことをすることはいいことですか、悪いことですかという聞き方。指定することで固定資産税を免除しましょうとかいうことがないと判断できませんよね。東大阪市にとってどうですかという聞き方になっている。

(副会長)5ページの大項目は項目立てなので、具体的な調査や文言はこれから整理される。今は細かいことをつっこんでも仕方がないのでは。調査の具体的な内容まで立ち入らないとなんとも言えないのでは。

(事務局)5ページの方の説明が不足だったかもしれないが、調査のねらいで工業地域、準工業地域と特出ししているが、この調査は住居系地域、商業系地域にあるものも含めて市内全域を実施する予定。

(会長)その点だが、モノづくり推進地域の賛否については対象外の人にも聞くということか。

(委託業者)対象外の方についても、そこからモノづくり推進地域に移転される方もおられるので、対象外にある企業はないと考えている。

(委員)調査票を渡す際に同行することは可能か。

(委託業者)可能である。

(委員)アンケート調査表を事前に送って欲しい。

(事務局)事前にアンケート調査表の確定案を委員に配布する。

(会長)案の段階で、正副と事務局で煮詰めていきたいと思う。また、ある程度できた段階で皆さんにも見ていただきたい。最終的な調整はこちらに任せていきたい。

## 7. その他

(会長)全体を通してご意見・ご質問はないか。

(委員)規制は、高さとか面積とかの規制は市条例で考えられているのか。

(説明員)建築物に対する規制は建築基準法49条・50条等に基づく市の条例で可能。最終的には目標である特別用途地区等が設定された場合は高さ、面積についても条例で規制の対象とできる。

(委員)一主婦なのでまだよくわからない。勉強させてもらう。

(委員)騒音、振動については市の公害対策課で測定していないのか。

(説明員)市民からの苦情があれば測定している。

(委員)モノづくり推進地域を指定するに当たって、たとえば土地取引が活発に行われている所がわかるような資料はないか。アンケートだと現時点のものなので、動態というものが見えてこない。

(説明員)府で毎年実施している都市計画基礎調査の資料が、一定役立つと思われる所以、資料として提出させてもらう。

以上